

経済産業省

20151023貿局第1号  
輸出注意事項27第29号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け輸出注意事項62第21号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年11月11日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する  
経済産業大臣の権限の委任について」の一部改正について

「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け輸出注意事項62第21号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令第11条第2号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和62年11月10日付け輸出注意事項62第21号）

改正後	現行
<p>1・2 (略) (削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 外為法第67条第1項の規定により1、2又は3の承認に条件を付する権限。</p> <p>5 (略)</p> <p>付表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>輸出令別表第2の20から21の2まで及び35から37までの項の中欄に掲げる貨物（同表の20の項に掲げる貨物にあつては使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る、同表の35の3の項に掲げる貨物にあつては同項（1）に掲げる水銀化合物のうち、塩化第一水銀（塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）</u>、<u>酸化第二水銀（酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）</u>、<u>硫酸第二水銀（硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）</u>、<u>硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物（硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）並びに硫化水銀（辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合（辰砂に含まれる場合を除く。）は、硫化水銀の含有量が全重量の95パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。）に限る。）</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>第1種電気通信事業者が、仮に陸揚げした海底ケーブルの障害復旧に係る機器であつて、障害復旧のために敷設する目的で輸出する機器に係る輸出令第2条第1項の規定による承認の権限。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 外為法第67条第1項の規定により1、2又は4の承認に条件を付する権限。</p> <p>6 (略)</p> <p>付表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る）、21、21の2、35、35の2、36及び37の項の中欄に掲げる貨物</u></p> <p>4 (略)</p>